

平成18年度 フランチャイズ事業を始めるために

# フランチャイズ契約は 気をつけて

トラブルを防ぐため契約締結前に是非知っておきたい知識



相談・情報提供

## 加盟者の心構えと チェックすべきポイント

### はじめに

近年、コンビニエンス・ストアをはじめとする様々な分野において、フランチャイズ・チェーンが伸長しております。近時の経済状況を反映して、企業を退職した後フランチャイズ・チェーンに加盟して事業を始める方も増えています。一方で、加盟店とチェーン本部との間でフランチャイズ契約を巡る様々なトラブルが生じています。最近では開発代行会社が、加盟店を募集している場合もあります。その場合、責任の所在がどこにあるのか不明のために起こるトラブルも増加しています。

このパンフレットは、フランチャイズ・チェーンに加盟しようとする方々が、契約を結ぶにあたって事前に留意し、十分検討すべきことを中心にまとめたものです。

### I

## 加盟者の心構え

加盟店は「独立した事業者」です。  
本部事業者の社員ではありません。

フランチャイズ契約は、加盟店とチェーン本部がそれぞれ独立した事業者（プロ対プロ）として、各々の責任において締結するものです。加盟店は本部事業者の社員として雇用されるのではなく、自己の資本を投下し、事業を行う者であり、契約に際しては、独立した事業者としての自覚を持って判断をする必要があります。

● 事業であるからにはリスクがあることを十分に認識しましょう。 ●

事業が軌道に乗るまでには一定の時間がかかることが多く、「すぐに利益があがる」といった楽観的な見通しは持つべきではありません。事業であるからにはリスクがあることを認識し、その対策を講じておくべきです。

そのためにも、契約解除する際の条件など契約内容をよく理解し、加盟者にかかる義務や責任をきちんと確認することが重要です。

## II

# フランチャイズ契約を締結する前に チェックすべきポイント

### (1) 本部事業者が提供すべき情報

フランチャイズ契約は、チェーン本部があらかじめ用意した内容を加盟店が受け入れる契約であり、契約期間が長期にわたることが多いため、加盟店が適切な情報を得た上で内容をよく理解して契約することが重要です。

中小小売商業振興法では、同法の対象とする特定連鎖化事業（いわゆる小売・飲食のフランチャイズ・チェーン）について、チェーン本部の事業概要及び契約の主な内容等についての情報を、チェーンに加盟しようとする方に対して、契約締結前に書面で示し、説明することを義務付けています。中小企業庁では、本部事業者がこれらの情報を適切に開示し、説明しているかを確認するため、同法の規定に基づく報告徴収を継続的に実施しております。

なお、事前に開示すべき項目（別表1）については、最近のフランチャイズ契約の高度化・複雑化等及びそれに伴うトラブルの増加を踏まえ、合計で22項目の詳細に亘っています。また、最近目立つようになったトラブルとして開発代行会社による加盟店募集の際の責任の所在の不明があります。契約に際しては必ず、本部事業者に不明点などの確認をするようにしましょう。

#### 中小小売商業振興法で定めている主な事前開示項目

- ①チェーン本部の概要（株主、子会社、財務状況、店舗数の推移、訴訟件数等）
  - ②契約内容のうち、加盟者に特別な義務を課すもの等加盟者にとって重要な事項
    - テリトリー権の有無
    - 競業避止義務、守秘義務の有無
    - 加盟金、ロイヤルティの計算方法など金銭に関すること
    - 商品、原材料などの取引条件に関すること
    - 契約期間、更新条件、契約解除等に関すること
- などです。（合計22項目。詳しくは別表を参照してください。）

## 中小小売商業振興法における開示項目

事 項	内 容／★ポイント
1. 本部事業者の氏名及び住所、従業員の数 (法人の場合は、その名称・住所・従業員の数・役員の役職名及び氏名)	★本部事業者の規模や事業の内容等を把握しましょう
2. 本部事業者の資本の額又は出資の総額及び主要株主の氏名又は名称、他に事業を行っているときは、その種類	
3. 子会社の名称及び事業の種類	
4. 本部事業者の直近三事業年度の貸借対照表及び損益計算書	★本部事業者の財務状況を把握しましょう
5. 特定連鎖化事業の開始時期	
6. 直近の三事業年度における加盟者の店舗数の推移	ア. 各事業年度末の加盟者の店舗の数 イ. 各事業年度内の加盟店の新規出店数 ウ. 各事業年度内の契約解除された店舗数 エ. 各事業年度内に契約更新された店舗数及び更新されなかった店舗数 ★出退店数の把握はF C事業の将来性等を判断するための材料となります。
7. 直近の五事業年度において、フランチャイズ契約に関する訴訟の件数	ア. 本部が加盟者又は元加盟者を訴えた件数 イ. 加盟者又は元加盟者が本部を訴えた件数 ★本部と加盟店との相互の信頼関係を判断するための材料となります。
8. 営業時間・営業日及び休業日	★営業時間は自分のライフスタイルとあっているか、休みはとれるのか、従業員を雇用する場合の採算性はどうか等十分相談しましょう。
9. 本部事業者が加盟者の店舗の周辺の地域に同一又は類似の店舗を営業又は他人に営業させる旨の規定の有無及びその内容	★テリトリー権が認められているのか、認められていない場合の近隣の出店計画はどうなっているのか確認しましょう。

事 項	内 容／★ポイント
10. 契約期間中・契約終了後、他の特定連鎖事業への加盟禁止、類似事業への就業制限その他加盟者が営業禁止又は制限される規定の有無及びその内容	<p>★契約終了後も、競業禁止や秘密保持義務などの側面からどのような制限がかかるのか理解しておくことが大事です。</p>
11. 契約期間中・契約終了後、当該特定連鎖事業について知り得た情報の開示を禁止又は制限する規定の有無及びその内容	
12. 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項	<p>ア. 額又は算定に用いる売上、費用等の根拠を明らかにした算定方法  イ. 商号使用料、経営指導料その他の徴収する金銭の性質  ウ. 徴収時期  エ. 徴収方法</p> <p>★ロイヤルティについてはしっかり計算方法・根拠を理解しておくことが大切です。</p>
13. 加盟者から定期的に売上金の全部又は一部を送金させる場合はその時期及び方法	<p>★オープンアカウントなど本部との相殺勘定・会計処理の仕組みが複雑な場合は納得するまで説明を受けましょう。</p>
14. 加盟者に対する金銭の貸付け又は貸付の斡旋を行う場合は、それに係る利率又は算定方法及びその他の条件	
15. 加盟者との一定期間の取引より生ずる債権債務の相殺によって発生する残額の全部又は一部に対して利率を附する場合は、利息に係る利率又は算定方法その他の条件	
16. 加盟者に対する特別義務	<p>店舗構造又は内外装について加盟者に特別の義務を課すときは、その内容</p>

事 項	内 容／★ポイント
17. 契約に違反した場合に生じる金銭の支払い その他義務の内容	★どのような契約義務違反の場合にどのようなペナルティが課されるのか十分に確認しましょう。
18. 加盟に際し徴収する金銭に関する事項	ア. 金額又は算定方法 イ. 加盟金、保証金、備品代その他の徴収する金銭の性質 ウ. 徴収時期 エ. 徴収方法 オ. 当該金銭の返還の有無及びその条件 ★店舗が開店できない場合、加盟金等の金銭が返還されるかどうか十分確認した上で締結しましょう。
19. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項	ア. 加盟者に販売し、又は販売をあっせんする商品の種類 イ. 商品の代金の決済方法
20. 経営の指導に関する事項 ★十分な経営指導が受けられるか、説明を受けましょう。また商品の代金や研修等については、加盟店に負担が生じる場合がありますので、販売条件・受講料等についても十分確認しましょう。	ア. 加盟に際しての研修又は講習会の開催の有無 イ. 加盟に際して研修又は講習会が行われるときは、その内容 ウ. 加盟者に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数
21. 使用される商標、商号その他の表示	ア. 使用させる商標・商号その他の表示 イ. 当該表示の使用について条件があるときはその内容
22. 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項	ア. 契約期間 イ. 更新の条件及び手続き ウ. 解除の要件及び手続き エ. 契約解除の損害賠償金の額又は算定方法 その他義務の内容 ★どのような解約にいくらの解約違約金を支払うこととなるのか十分に確認しましょう。

フランチャイズ契約は、一時的なものではなく「長期にわたって効力を有する」ものです。また、加盟店が多額の投資をしなければならない場合もありますので、契約内容をよく理解し、確認してから契約を締結する必要があります。本部事業者が契約を急がせたりしても、契約の前に、最低でもこれらの全項目について十分に納得のいくまで本部から説明を受けてください。

なお、公正取引委員会では独占禁止法に基づき、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（以下「フランチャイズ・ガイドライン」という。）を公表し、契約前に開示することが望ましい項目を示しています。これは小売・飲食のみならず全ての業種のフランチャイズ・チェーンに関して適用されます。（詳細は後述）

## (2) 本部事業者以外からの情報入手方法

### (社) 日本フランチャイズチェーン協会 (JFA)

「中小小売商業振興法」及び独占禁止法の「フランチャイズ・ガイドライン」に基づいて、会員各社が作成した「フランチャイズ契約の要点と概説」を必要に応じて公開しています。

JFAでは、独自の自主基準を定め、加盟希望者がフランチャイズ契約の締結にあたっては、7日間以上の熟考期間を確保することとしています。

加盟希望者は、協会に登録されている情報を協会窓口にて有料で閲覧することができます。

★JFAホームページアドレス：<http://jfa.jfa-fc.or.jp/>

### 「ザ・フランチャイズ」

経済産業省とJFAでは、各チェーン本部毎の事業概要や契約内容（加盟金、経営指導、契約の期間・更新・解除等）をデータベース化した、「ザ・フランチャイズ」をインターネット上で公開しています。

★「ザ・フランチャイズ」アドレス：<http://frn.jfa-fc.or.jp/>

以上のような情報を活用し、各本部の契約内容を比較検討し、自分に合った本部を選択することが重要です。

## (3) 本部との取引関係について留意すべきこと

フランチャイズ契約は、本部と独立した事業者である加盟店との事業者間（プロ対プロ）の契約であるため、本部と加盟店間の取引において不公正な取引方法が用いられた場合は、**独占禁止法**上問題となります。

### 「フランチャイズ・ガイドライン」

公正取引委員会は、独占禁止法に基づき、「フランチャイズ・ガイドライン」を公表し、これにより、どのような行為が、「**ぎまんの顧客誘引**」（本部が加盟店の募集に当たり虚偽の若しくは誇大な開示を行うこと等により、競争者の顧客を不当に誘引すること）」や「**優越的地位の濫用**」（本部が加盟店に不当に不利益を与えること等）」といった独占禁止法に定める不公正な取引方法として問題になるか、具体的に明らかにしています。

また、取引関係の他、独占禁止法違反の未然防止の観点から、加盟店の募集に当たって開示することが望ましい事項についても定められています。（別表2を参照下さい。）

（ガイドライン全文 <http://www.jftc.go.jp/seireiindex.htm>）

<別表2>

## フランチャイズ・ガイドラインにおける開示が望ましい事項

	内 容
①	加盟後の商品等の供給条件に関する事項（仕入先の推奨制度等）
②	加盟者に対する事業活動上の指導の内容、方法、回数、費用負担に関する事項
③	加盟に際して徴収する金銭の性質、金額、その返還の有無及び返還条件
④	ロイヤルティの額、算定方法、徴収の時期、徴収の方法
⑤	本部と加盟者間の決済方法の仕組み・条件、本部による加盟者への融資の利率等に関する事項
⑥	事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容並びに経営不振となった場合の本部による経営支援の有無及びその内容
⑦	契約の期間並びに契約の更新、解除及び中途解約の条件・手続に関する事項
⑧	加盟後、加盟者の店舗の周辺の地域に、同一又はそれに類似した業種を営む店舗を本部が自ら営業すること又は他の加盟者に営業させることができるか否かに関する契約上の条項の有無及びその内容並びにこのような営業が実施される計画の有無及びその内容

※売上予測に関しては、本部が開示する場合には根拠ある事実、合理的な算定方法等に基づくこと及びこれらの根拠となる事実、算定方法を示す必要があります。

### ①加盟店募集の際の取引について

「ぎまんの顧客誘引」に該当するかどうかの考え方は次のような事項を総合的に見た上で判断することになります。

- ・ 予想売上・予想収益を開示する場合、その算定根拠または算定方法が合理的かどうか
- ・ ロイヤルティの算定方法に関し、必要な説明を行わず、ロイヤルティが実際よりも低い金額であるかのように開示していないか。
- ・ 客観的でない比較により、他社のフランチャイズ・システムに比べて優良または有利であるかのように開示していないか
- ・ 中途解約の条件及び違約金について十分開示を行っているか等

### ②契約締結後の本部と加盟者との取引について

1. フランチャイズ・システムの営業を的確に実施する限度を超えて、「優越的地位の濫用」に該当する場合の考え方は以下ようになります。

ア. フランチャイズ契約の個別条項または本部の行為が優越的地位の濫用に該当しうる場合の行為(例示)

- ・ 正当な理由のない取引先の制限
- ・ 仕入数量の強制
- ・ 正当な理由のない見切り販売の制限
- ・ 契約締結後の契約内容の変更（新規事業導入の強制等）
- ・ 必要な範囲を超えた契約終了後の競業禁止義務

等により、正常な商慣習に照らして不利益を与えること。

イ. フランチャイズ契約全体として「優越的地位の濫用」に該当するかどうかの考え方

ア. に例示した事項のほか、

- ・取扱商品の制限及び販売方法の制限
- ・一定の売上高の義務付け
- ・解約権の有無及び解約に係る違約金の額
- ・契約期間

等の状況を総合的に見た上で判断します。

2. 販売価格については、統一的営業・消費者の選択基準の明示の観点から、必要に応じて本部が加盟店に対して希望価格を提示することは許容されます。しかし、本部が加盟店の販売価格を拘束することは、問題となるおそれがあります（「再販売価格の拘束」等）。

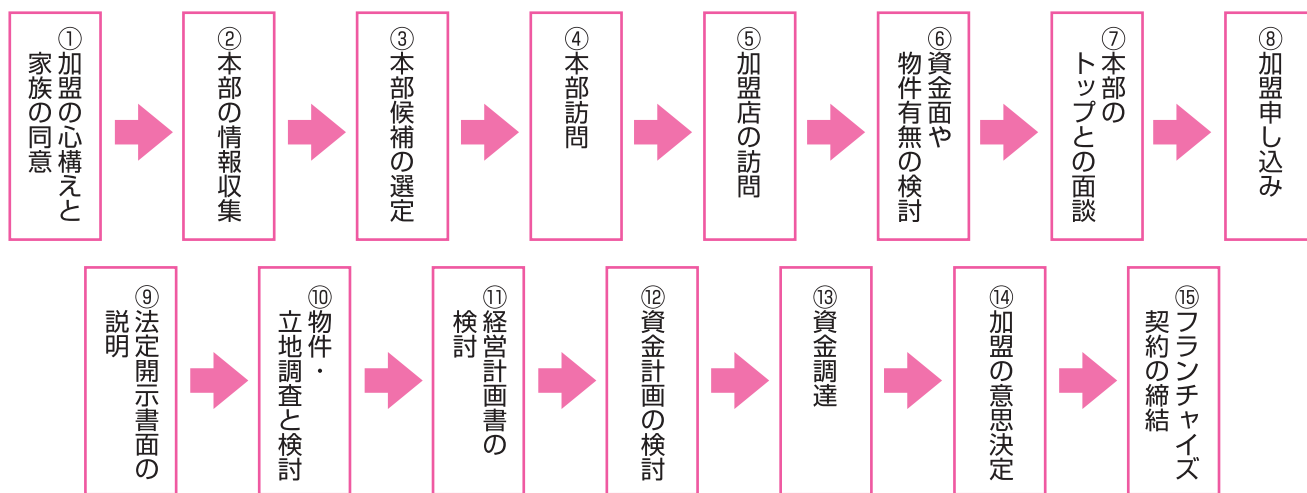
★公正取引委員会では、独占禁止法に係る相談や申告を本局・各地方事務所及びホームページ上で受け付けております。[\(http://www.jftc.go.jp/\)](http://www.jftc.go.jp/)

#### (4) フランチャイズチェーン加盟までの基本的なステップ

加盟を決定するまでには、チェーン本部の情報の収集とその分析を行い、次の段階としていくつかのチェーン本部に絞込み、チェーン本部訪問や説明会等に直接足を運び、収益性や開業以前・以後に渡っての支援体制などについて確認をすることが基本ステップです。

ただし、この段階はあくまで情報収集が目的であり、条件やチェーン本部の対応が良いからと言って早急に加盟を決めてしまわないことが大切です。最終的には直営店や加盟店等にも訪問して、店の雰囲気やオーナーの意見等も聞き、事業の実態を把握する事が必要不可欠です。

加盟までの基本的なステップは以下のとおりです。



### Ⅲ

## よくあるトラブル事例

#### ①加盟契約をして経営を始めたが、当初の売上予測の半分にも満たない

チェーン本部が加盟店を募集する際に提示する「売上予測」、「経費予測」等と、加盟後の経営実態が異なり、トラブルになっているケースが見られます。



チェーン本部が加盟店を募集する際に提示する売上予測等は、既存店の過去の平均値であったり、ある前提に立った想定値であったりするもので、これらの数値と同様な業績を上げられるとは限りません。

本部から、売上予測等の算出根拠を明確に説明してもらうことはもちろんですが、類似した環境にある既存加盟店から話を聞いたり、同業他店と比較するなどして算出根拠の妥当性を検討するようにしましょう。

また、加盟希望者が独自に出店する近隣地域の状況を調査したり、専門家に相談するなど事前調査を行うことが望まれます。

## ②開店できなかったのに加盟金が返還されない

最近見られる契約形態の中には、店舗候補の物件が確定する前に契約を締結し、加盟金と同趣旨の金銭の支払いが求められるケースがあります。このような契約形態の場合、店舗を開店できないにもかかわらず、金銭が返還されないなどのトラブルが起きています。

店舗が未確定のまま契約を締結する場合は、本部による開店に向けた支援、開店できなかった場合の金銭の返還の有無等について明確に説明してもらうことが大事です。

## ③思ったよりロイヤルティが高かった

ロイヤルティの算定方法は、フランチャイズ契約に記載されるべきものですが、その内容はチェーンによって様々です。

例えば、チェーンによってロイヤルティ率が異なるのはもちろん、何を根拠に算定されるのか（売上総利益の一定割合、売上高の一定割合等）も異なります。特に、コンビニエンス・ストアでは、廃棄ロス（見切り処分等）や棚卸ロス（万引き等により紛失した商品のロス）を仕入額から控除した額を売上原価として売上総利益を算定し、その一定割合をロイヤルティとする計算方法を採用しているチェーンもあります。この方式の下では、加盟者が商品を廃棄した場合、その廃棄ロス原価はロイヤルティの算定の対象となる売上総利益には一定期間後は反映されません。（ロイヤルティの計算上、廃棄はなかったものとして取り扱われる一方、仕入からは控除されないため、加盟店の利益は廃棄ロスが増えると減ります。）こうした点を踏まえ、廃棄ロスや棚卸ロスの扱いについて、十分留意する必要があります。

また、ロイヤルティは必ずしも純利益に応じて支払うものとは限らず、例えば粗利や売上高がベースであったり、さらには店舗面積等によって定額だったりするケースも見られます。これらの場合には、営業費用（人件費など）や売上高が勘案されないわけですから、売上不振や営業コスト増などにより経営が赤字であっても、ロイヤルティの支払いが必要になることがあります。

ロイヤルティの計算方法については、十分に確認し納得した上で契約を締結するようにしましょう。

### ▶▶ 「ロイヤルティ」とは

一般的に、チェーン本部の持っている商標・システムやノウハウ、貸与設備、広告等の継続的使用に対する対価及び経営指導を受けるための費用等として、加盟店が開店後に継続的にチェーン本部に支払うものです。

### ▶▶ コンビニエンス・ストアにおけるロイヤルティの計算方法の例

ロイヤルティの金額

=売上総利益×ロイヤルティ率

={売上高-(売上原価-廃棄ロス原価-棚卸ロス原価)}×ロイヤルティ率

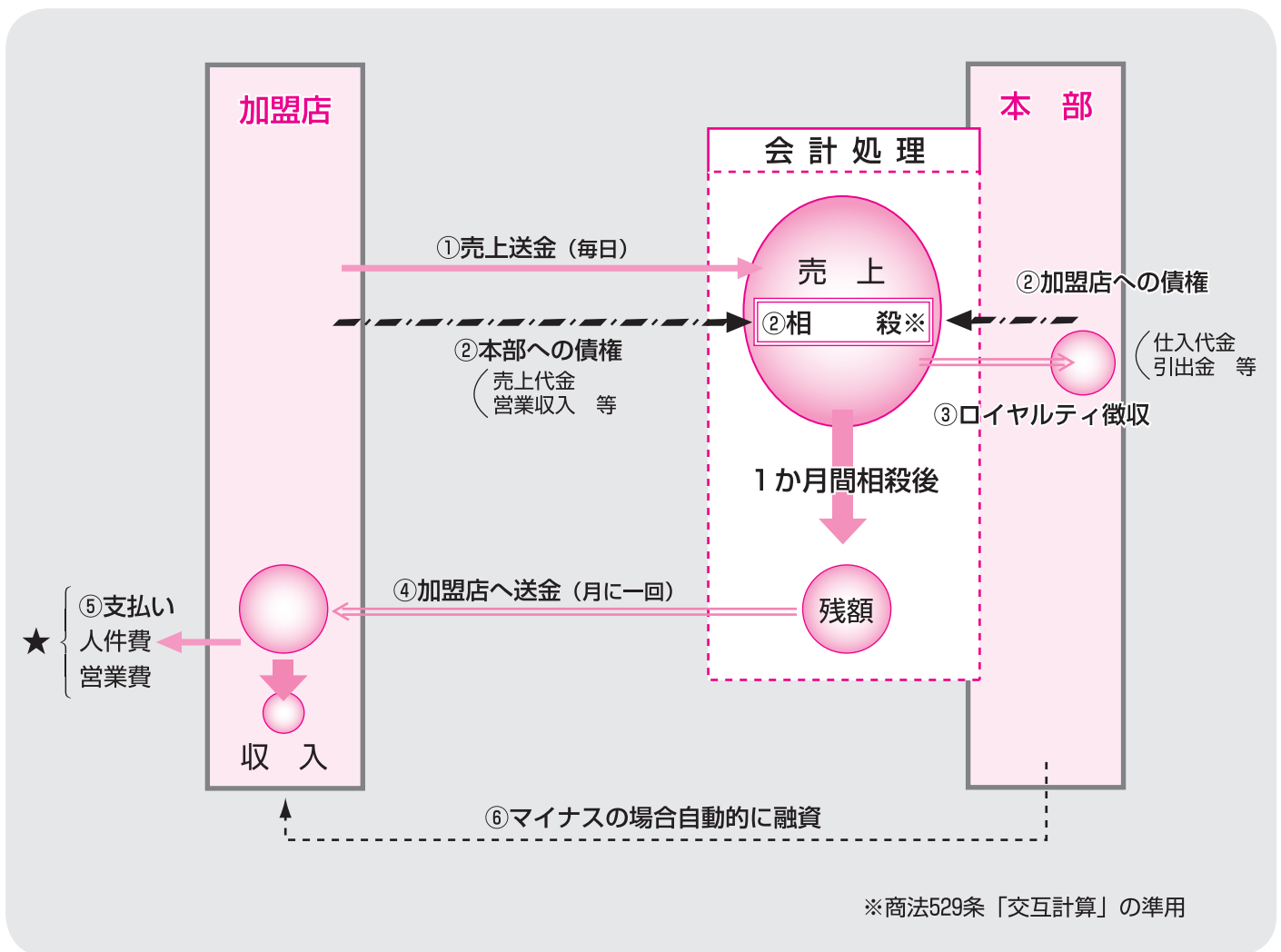
={売上高-(期首在庫+仕入-期末在庫)+廃棄ロス原価+棚卸ロス原価}×ロイヤルティ率

={(売上高-期首在庫-仕入)+(期末在庫+廃棄ロス原価+棚卸ロス原価)}×ロイヤルティ率

#### ④売上げが落ちて赤字になった月に本部から知らないうちに貸付をされていた

加盟店と本部の間には種々の金銭債権債務が発生しますが、それを相殺する勘定を設定しその会計処理を本部が行うことがあります。一部のコンビニエンス・ストアにおいてとられている仕組みで、一般に「オープンアカウント」と呼ばれています。

例としては、①毎日の売上が加盟店が本部に送金し、②そこから本部が一ヶ月単位で本部と加盟店間の債権債務を相殺し（商法の交互計算の準用）、③さらにロイヤルティを引き、④残りの金額を翌月に加盟店側に支払います。⑤加盟店はそこから人件費・光熱費等諸費用を支払うこととなりますが、⑥人件費等を支払うのに加盟店側の勘定がマイナスとなる場合は本部から自動的に不足分の金額が融資されます（通常金利が付されます）。



★部分で加盟店側の勘定がマイナスになる場合、自動的に本部から利息付きで融資される。

本部との債権債務の相殺勘定はチェーンによって異なり、大変複雑な場合があります。その仕組みや自動融資がある場合の利率など、十分理解できるまで説明してもらいましょう。

### ⑤自店の商圈内に同じチェーンの店舗が開店した

フランチャイズ契約の中には、同一チェーン内において加盟店に一定の領域の商圈保護や地域制限を設けているものもあります。また、逆にこういったテリトリー権を認めない契約もあります。(コンビニエンス・ストアでは認められていない場合が一般的です。) テリトリー権がない場合については、将来近隣に同一チェーンの店舗が出店し、競合する可能性についても考えておく必要があります。

なお、フランチャイズ・ガイドラインにおいては、本部が加盟店または直営店に関わらず、同一または類似した業種を含む店舗を周辺の地域に出店させることができるか否かに関する契約上の条項の有無及びその内容並びに計画の有無及びその内容についても事前に開示がなされることが望ましいとされています。

同一チェーンの店舗が近隣に将来開店することがあり得るのかどうか等、契約の条項や出店計画を確認し、納得した上で契約を締結しましょう。

### ⑥経営がうまくいかないので解約を申し出たら、解約違約金を請求された

フランチャイズ契約を中途解約する際の解約金をめぐり、トラブルが生じるケースが見られます。このため、以下のような契約解除の内容についても十分に内容を確認する必要があります。

- 契約が解除されるのはどういった場合か。また、その手続はどうなっているのか。
- 加盟店が契約期間途中で解約を申し出たとき、解約金又は損害賠償金は取られるのか。
- 取られるとしたら、その算定方法はどのようなものか。(ロイヤルティの数ヶ月分等々)
- 特に、加盟店が業績不振に陥り解約を申し入れる場合にも、解約金が必要かどうか。

解約違約金については、十分に内容を確認し納得した上で契約を締結するようにしましょう。

## IV

### 悪質な本部事業者に注意！

加盟希望者を集めた事業説明会において、契約書以外の書類に住所や氏名を記帳しただけで、後日、本部事業者から「契約書に署名をされたので、解約するなら違約金を支払ってください。」などと金銭を要求されるトラブルが相次いでいます。中には、支払いを拒否すると配達証明郵便を送りつけて支払いを要求してきた悪質な例もあります。

契約書以外の書類に単に住所や氏名を記帳した場合、契約が成立することはないので違約金を支払う必要はありません。

このようなトラブルに遭遇した場合は、ただちに相談窓口にご相談ください。また、こうしたトラブルに巻き込まれないためにも、記帳や署名をする場合には、どのような性質の書類なのかを本部に確認し、安易に記帳や署名をしないようにしましょう。



## 最 後 に

フランチャイズ契約に関するご相談は、お近くの商工会・商工会議所、又は下記の経済産業局、公正取引委員会地方事務所・支所、(社)日本フランチャイズチェーン協会などの相談窓口をご利用ください。(公正取引委員会は、商工会・商工会議所と連携しており、受け付けられた相談・苦情は適宜公正取引委員会に連絡され、迅速・的確な処理が図られます。)

○中小企業庁中小企業相談室	TEL03-3501-4667 (直)
○北海道経済産業局産業部流通産業課	TEL011-738-3236 (直)
○東北経済産業局産業部商業・流通サービス産業課	TEL022-263-1194 (直)
○関東経済産業局産業部流通・サービス産業課	TEL048-600-0341 (直)
○中部経済産業局産業部流通・サービス産業課	TEL052-951-0597 (直)
○近畿経済産業局産業部流通・サービス産業課	TEL06-6966-6025 (直)
○中国経済産業局産業部流通・サービス商業室	TEL082-224-5653 (直)
○四国経済産業局産業部商業振興室	TEL087-863-3518 (直)
○九州経済産業局産業部流通・サービス産業課	TEL092-482-5454 (直)
○沖縄総合事務局経済産業部中小企業課	TEL098-862-1452 (直)
○公正取引委員会事務総局企業取引課	TEL03-3581-3373 (直)
○北海道事務所取引課	TEL011-231-6300 (直)
○東北事務所総務課	TEL022-225-7095 (直)
○中部事務所経済取引指導官	TEL052-961-9422 (直)
○近畿中国四国事務所総務課	TEL06-6941-2173 (直)
○近畿中国四国事務所四国支所総務課	TEL087-834-1441 (直)
○近畿中国四国事務所中国支所総務課	TEL082-228-1501 (直)
○九州事務所総務課経済取引指導官	TEL092-431-5882 (直)
○内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室	TEL098-863-2243 (直)
○(社)日本フランチャイズチェーン協会	TEL03-5777-8701